

## 子ども・子育て支援事業計画の概要について

### <子ども・子育て支援新制度とは>

平成 24 年8月に成立した子ども・子育て関連3法<sup>\*</sup>に基づく制度のことを『子ども・子育て支援新制度』といいます。子ども・子育て支援新制度は、平成 27 年4月にスタートしました。

※子ども・子育て関連3法

→「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律のことを指します。

### <子ども・子育て支援事業計画とは>

子ども・子育て支援新制度のもと、子ども・子育て支援法第 61 条<sup>\*1</sup>に基づき策定する計画で、教育・保育<sup>\*2</sup>や地域の子育て支援(子ども・子育て支援事業<sup>\*3</sup>)の充実を図るため、5年を1期として計画的に事業等を実施するものです。

計画の中では、教育・保育や子ども・子育て支援事業の提供区域や需給計画が定められており、計画的に取り組みを推進しています。

なお、御殿場市の事業計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年を対象としています。

※1:子ども・子育て支援法第61条(抜粋)

→第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

※2:教育・保育

→幼稚園や保育所で提供される教育又は保育サービスのこと。当該施設の利用をする場合は、児童の年齢や希望する施設種別に応じて、市の認定を受ける必要がある。

<認定区分の内容>

認定区分	年齢	利用できる施設種別	備考
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子ども	新制度に移行した幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)	
2号認定	同上	保育所、認定こども園(保育所部分)	保育が必要であること
3号認定	満3歳未満の子ども	保育所、認定こども園(保育所部分)、小規模保育等	同上

※3:子ども・子育て支援事業

→すべての子育て家庭を対象に、地域ニーズに応じた様々な子育て支援を行う事業のこと。

例:保育園や幼稚園の一時預かり、放課後児童クラブ、病児保育、ファミリーサポートセンター、妊婦健診、利用者支援事業 など